### 名古屋市地域公共交通協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市地域公共交通協議会設置規約第9条の規定に基づき、名古屋 市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定める。

#### (所掌事務)

- 第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 協議会の会議の運営に関すること。
  - (2) 協議会の資料作成に関すること。
  - (3) 協議会の庶務に関すること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

# (職員等)

- 第3条 事務局に事務局長、その他必要な事務局員を置く。
- 2 事務局長は、名古屋市住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、名古屋市の職員をもって充てる。

### (専決事項)

- 第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については除く。
  - (1) 事務局の運営に関すること。
  - (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
  - (3) 物品及び現金の出納に関すること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

#### (文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、 名古屋市において定められている文書の取扱いの例による。

# (会計事務の処理)

第6条 出納その他会計事務については、別に定める財務規程によるものとする。

#### (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

# 附則

この規程は、令和5年2月13日から施行する。

# 附則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。